

居宅介護サービス費等の額の特例取扱要綱

(趣 旨)

第1 この要綱は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第50条又は第60条に規定する本市が定める割合（以下「割合」という。）及び介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「規則」という。）第83条第1項又は第97条第1項に定める特別の事情について必要な事項を定めるものとする。

(定 義)

第2 規則第83条第1項第1号、第2号及び第4号又は規則第97条第1号、第2号及び第4号に掲げる「これらに類する災害」、「その他の財産」、「重大な障害」、「長期入院」及び「これに類する理由」とは、別表第1に定めるものをいう。

(介護サービス費等の額の特例)

第3 法第50条又は第60条の規定により介護サービス費等の額の特例（以下「給付の特例」という。）を適用する場合及び割合は、次のとおりとする。

- (1) 規則第83条第1項第1号又は規則第97条第1項第1号に該当する場合とは、別表第2左欄に定める被害の程度に該当するときをいい、当該割合は同表右欄に定めるところによる。
 - (2) 規則第83条第1項第2号又は規則第97条第1項第2号に該当する場合とは、同号に掲げる理由により収入が著しく減少した月の収入額が平均収入月額（当該理由が発生した月の前3月間の第1号被保険者の属する世帯の生計を主として維持する者の収入額を3で除して得た額とする。以下同じ。）の2分の1以下であるときをいい、支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の100を給付する。
 - (3) 規則第83条第1項第3号若しくは第4号又は規則第97条第1項第3号若しくは第4号に該当する場合とは、同号に掲げる理由により収入が著しく減少した月の収入額が平均収入月額の2分の1以下であるときをいい、支給限度額の範囲内において利用したサービス費の100分の95を給付する。
- 2 前項の規定により給付の特例を適用する期間は、1年を限度とする。ただし、その理由が消滅した場合においては、直ちに、その旨を市長に申告しなければならない。

(給付の特例の申請)

第4 規則第83条第1項各号又は規則第97条第1項各号のいずれかに該当する者で給付の特例を受けようとする者は、申請書に給付の特例を必要とする理由を証明する書類を添付し、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の申請を受け付けたときは、速やかに審査の上、可否を決定し、その旨を申請者に通知するものとする。

3 法第50条又は第60条の規定による給付の特例適用は、申請のあった日の属する月からとする。

(特例の取消し)

第5 市長は、給付の特例の承認を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その承認を取り消した上、特例給付額の全部又は一部を返還させることができる。

- (1) 資力の回復その他事情の変化により給付を継続することが適当でないとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により給付を受けたとき。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から実施する。

別表第1

「これらに類する災害等」等の定義

項 目	内 容
これらに類する災害	落雷、崖崩れ、落石、地盤の陥没等
そ の 他 の 財 産	商品、原材料等で主として生計を維持するための財産
重 大 な 障 害	重度の障害であること。
長 期 入 院	おおむね3か月以上の入院
これに類する理由	虫害、獣畜害等

別表第2

居宅介護サービス費等の額の特例に該当する被害の程度及びその額

被 害 の 程 度	給 付 の 割 合
全 焼 ・ 全 壊	給付の100分の100
半焼 ・ 半壊 ・ 床上浸水	給付の100分の95

備 考

- 1 被害の程度の基準は、茨木市災害見舞に関する条例施行規則（昭和45年茨木市規則第20号）に基づく基準の例による。
- 2 「床上浸水」とは、前項に該当しない場合であって、住家の主たる居住部分の床上以上に浸水したもの又は土砂、竹木等のたい積若しくは消防作業による水損のため、一時的にその住家に居住することができない程度のものをいう。
- 3 「全壊」及び「半壊」には、消防作業による被害を含む。